

## 介護保険施設等における保険診療について

- ① 施設等において、入所（入居）者に提供される歯科訪問診療は、患者の求めがない場合や、継続的な歯科診療が必要と認められない、又は、患者の同意がない場合は、保険診療の対象になりません！

また、日常的な口腔清掃等のケア（施設が委託等したものを含む）は、保険診療の対象になりません！

- ② 健康診断のような入所（入居）者全員が一律に、定期的（毎週等）に受診するものは、保険診療の対象になりません！

- ③ 保険診療を受けた患者からの一部負担金の支払いの減額又は免除は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の違反となります！

\* 保険者が交付する一部負担金免除証明書を提示する患者を除く。

◎ **施設管理者の皆様へのお願い！**

保険者からの医療費通知や、保険医療機関が交付する領収書・明細書が、患者又は患者の家族に届いていることをご確認ください。



「適切な保険診療が行われているか」の把握に努めてください。

◎ **施設入所（入居）者の利益保護の観点からも**

不適切な歯科訪問診療と思われる事などがございましたら、各施設の担当（下記のお問合せ先）まで、御相談いただきますようお願いいたします。

◎ **患者紹介ビジネスの禁止**

保険医療機関が施設等から患者の紹介を受け、その対価として金品を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引する、いわゆる「患者紹介ビジネス」は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」で禁止されていますので、ご注意ください。

【参考】大阪府ホームページ

- 福祉施設（特別養護老人ホーム等）における適正な医療保険請求について  
（施設・医療機関向け）

[http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/shisetu\\_seikyu.html](http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html)

- 保険医療機関・薬局が発行する「領収書」「明細書」

※保険医療機関は、患者から費用を徴収した場合は、正当な理由がない限り、「個別の費用毎に区分した領収書」を無償で交付しなければならない。

<http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/ryousyuu-top.html>

- 診療報酬Q&A

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/iryouseido/situgi.html>

（お問合せ先）

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ

電話 06-6944-7106（ダイヤルイン）

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ

電話 06-6944-6026（ダイヤルイン）

大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課 医療指導グループ

電話 06-6944-6660（ダイヤルイン）